

(別紙)

タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和62年2月20日 62農蚕第842号農蚕園芸局長通知）
 一部改正新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則	タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
1～4 [略]	1～4 [略]
5 検査及び消毒の実施の確認	5 検査及び消毒の実施の確認
(1)消毒の実施の確認	(1)消毒の実施の確認
告示5の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。	告示5の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。
ア [略]	ア [略]
イ ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャノ種及びラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が一定の上昇率で43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心温度が47度に達した後その温度以上で20分間保持されたこと、生果実の中心温度測定点が正確であったこと等を確認すること。	イ ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実については、蒸熱処理施設において、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度が一定の上昇率で43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心温度が47度に達した後その温度以上で20分間保持されたこと、生果実の中心温度測定点が正確であったこと等を確認すること。
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]
6～8 [略]	6～8 [略]